

協同組合研究の3つのアプローチ：

ICA 新原則との関連で

Mapping Co-operative Studies in the Millennium;
International Congress, University of Victoria, Canada

中川雄一郎（明治大学／協同総研理事長）



はじめに

従来、協同組合研究のアプローチとして歴史的、思想的、運動的それに経営的なアプローチが採られてきた。事実、協同組合研究はこれらのアプローチによってこれまで大きな成果を生み出すことができた。例えば、ジョンストン・バーチャルの『コープ：ピープルズ・ビジネス』やグレッグ・マクラウドの『協同組合企業とコミュニティ』は、これらのアプローチを駆使して構成された「協同組合の全体像」をわれわれに示してくれている。前者は、近代協同組合運動の創始であるロッチデール公正先駆者組合創設150周年を記念して出版された作品であるにもかかわらず、ページを追っていくとイギリス近現代史を学ぶのに必要な経済的、社会的それに政治的な変化が明瞭に理解できるようになる秀逸の著書である。

後者は、一つは歴史的、思想的および運動的なアプローチを以って、もう一つは経営的なアプローチを以って、バスク地方を拠点に事業活動する「モンドラゴン協同組

合企業体の全体像」を明らかにすることに成功している著書である。この著書はまた、経済的、社会的グローバリゼーションのなかで協同組合運動はその事業活動を通じて何を獲得目標とすべきなのか、協同組合運動の「最優先事項は何か」を問うことによって「協同組合とコミュニティの関係」を明らかにするよう各々の協同組合に迫っている。

このように、われわれとしては、われわれの協同組合運動がより前進し、より社会的に拡充するためのバックボーンとなるべきわれわれの協同組合研究にとって、この伝統的で正統的なアプローチは十分に有用であり、運動の正確な進路を照らし出すことができる、と考えている。だが、それにもかかわらず、われわれとしては新しいアプローチを求めなければならない。何故なら、第1に、市場経済のグローバリゼーションによって生みだされているさまざまなレベル—国家、地域、コミュニティそれに個人—での格差や溝が、文字通りの世界的規模で、失業、疾病、栄養失調、犯罪、要するに、人びとが健康に生活し、各々の国や

地域に固有の文化を持続させ、教育を受ける権利や情報を平等、公正に受け取る権利を保障し、雇用の機会を保障する法的、経済的、社会的および政治的制度を蚕食している事実を協同組合運動は認識しているからである。第2に、これらの悪しき、危機的な状態を改善し、人びとが幸福でいられることを保証するために、協同組合運動は明確な社会的目標を定め、その進むべき針路を絶えず検証しなければならないからである。第3に、協同組合運動は、ジョンストン・バーチャルが『国際協同組合運動』で試みたように、「グローバルな倫理」の確立に大きな役割を果たさなければならないし、また果たすことができる、と思われるからである。

協同のアプローチとグローバルな倫理

(1998年にノーベル経済学賞を受賞した)アマーティア・セン教授は、現在、ネオ・コンサヴァティヴと自称している政治家やネオ・リベラリズムを名乗っているスカラーが設定している人間像—換言すれば、市場原理主義を人間の諸活動の前提とするモデル—を「もっぱら自己の利益しか考えない」「合理的愚か者」として批判し、人間の「市民的存在」を強調する。すなわち、人びとは、人間の多様性に関心をもち、その多様性に基づく平等や公正を主張し、そして人間は倫理、慎重さ、利己の利益の判断それに社会的義務を踏まえて行動するのである、と。そのような「市民的存在」としての人びとが協同組合運動を構成し、社会的福祉 (well-being) の実現のために努力する、と彼は論じる。セン教授の言う「福祉」は、主観的な効用や財貨の量によって

測られるのではなく、「人がどのような生き方を選べるか」という「生活の質」によって判定されるべきものなのである。

セン教授が「福祉」を単なる効用や財貨の量ではなく「生活の質」と結びつけて考察することの重要性を強調するアプローチを提示したことは重要である。何故なら、このアプローチは、経済学上の「福祉」の位置づけを変えるかもしれないということだけでなく、「福祉」と「市場」との関係に新しい視点を据えることにも与って力があつたからである。さらにまた、このアプローチは、われわれが協同組合研究の新しいアプローチを導入するために、われわれが明確にしておかなければならない2つの課題を取り上げて検討するようわれわれに迫るのである。2つの課題とは、(1) 協同組合運動よりもさらに広い基盤の上に「参加」を捉えることの必要性、(2) グローバルな倫理、である。

セン教授は、1998年10月にレガコープが主催したボローニャ会議—「協同の民主主義とグローバリゼーション：両者の共存は可能か」—において「協同とグローバルな倫理」と題する講演を行ない、そのなかでこれら2つの課題に自ら言及したのである。

(1) の課題は「個人と社会の関係についてのいくつかの評価を必要とする。個人は、諸制度の世界のなかで生き、活動している。われわれの機会や展望は、どのような諸制度が存在するか、それらがどう機能しているか、どう相互作用しているか、といった事柄に決定的に依存している。諸制度は、われわれが選ぶ活動や生き方の自由に寄与するだけでなく、それぞれの制度の役割が、われわれ一人ひとりの自由に対するそ

の貢献という視点から、明瞭に評価され得るのである」、ということに関わってくる。要するに、われわれは、制度を総体として捉えらなければならない、またある制度が他の制度と結びついて何をなし得るのかを評価しなければならないのである。そしてその際の基本的秩序は市場メカニズムである。その意味で、われわれは市場メカニズムそれ自体に反対することはできないのである。現にしばしば生じている市場問題は、市場の存在それ自体に原因があるのではなく、別の原因に由来しているのである（例えば、インド、パキスタン、西アジアやアフリカで見られるような、市場に参入することを困難にしている「読み書きの能力の低さ」、あるいはインドネシア、タイで見られた、「情報の無制限な秘匿」や金融危機をもたらしたヘッジファンドによる無制約な活動、イタリアやロシアでしばしば目撃される腐敗や企業倫理の欠如、それにマフィアの暗躍などである）。そしてこれらの原因に対しては、「市場がより良く、より透明に機能できるようになる制度と規範を促進することによって対処すればよい」のである。換言すれば、「市場メカニズムの長期的に有効な機能は、社会的平等と正義に向けた民衆の社会的機会の創出によって促進されなければならない」のである。この意味でまた、協同組合にとって、「参加の役割は、協同組合の古典的文献で論じられてきたような、伝統的な補完的役割をはるかに超えて広がっている」ことを協同のアプローチは明らかにするのである。この協同のアプローチは、後で述べる「制度のアプローチ」・「結果のアプローチ」・「過程のアプローチ」という「協同組合研究の3つのアプローチ」の基礎を成すのである。

(2) の「グローバルな倫理」とは、「グロー

バリゼーションの過程にある世界により広い倫理を確立すること」を意味する。したがって、協同組合運動にとって、この課題は、「諸国家間の関係に仲立ちされた」協同ではなく、「諸制度間の関係」に基づく協同、すなわち、国境を越えた「グローバルな経済的、社会的関係の規範の基礎を発展させる」協同をいかにして実現していくか、ということの意味するのである。そしてその際に重要になるのが「多様な制度の存在と多元的アイデンティティの共存を考慮すること」である。セン教授はこう述べている。

アフリカやアジアの女性に対する不利益な処遇を改善しようと起ち上がったイタリアのフェミニストの活動は、ある種のアイデンティティに基づいているのである。すなわち、ある国民の、他の国民の困難に対する同情ということをはるかに超えたフェミニズムのアイデンティティなのである。

ある人間は、イタリア人であり、女性であり、フェミニストであり、博士であり、協同組合人などであり得るのであって、一人の人間の多元的アイデンティティという、この豊かな概念には矛盾はないのである。

かくして、セン教授は、これらのことを協同組合運動に引きつけて次のように強調した。

協同組合運動の豊富な遺産には世界に提供すべき多くのことが含まれている。世界は、生産や取引を越えた、地球上の個人と個人の関係にかかわる

根本問題で覆い尽くされている。国際援助や経済援助の拡大はそれほど必要ではない。むしろ必要なことは、国境を越えた、一般の人たちの根本的な相互依存を承認することである。

見られるように、アマーティア・セン教授は、協同組合運動は、「協同と参加」に基づいた行動や行為を通じてさまざまな経験をし、また成果も生みだしてきたのだから、「国境を越えて」、すなわち、協同組合人としてのアイデンティティと責任をもって、グローバリゼーションの過程にある世界の人びとに自らの経験と成果の上に立った社会的ビジョンである「協同の倫理」を示し、かくして、「グローバリゼーションの過程にある世界により広い倫理を確立する」タスクを遂行すべきである、と示唆しているのである。

協同組合研究の3つのアプローチ

セン教授のこのような示唆を受けて、われわれは、「協同組合運動のビジョン」を明確にするために、協同組合人により根本的な問いかけをしなければならない—「協同組合運動とは何か」、これである。1995年のマンチェスター大会で採択された「ICA新原則」は、周知のように、協同組合人のために協同組合の「定義・価値・原則」を示した。この「定義・価値・原則」は、それらのなかに「協同組合運動の歴史と伝統」を凝縮させていると同時に、「協同組合運動のビジョン」も内包しているだけでなく、現代における協同組合の課題を絶えず協同組合に問い続ける構成要素をも包含しているのである。この点は大いに強調されるべ

きである。われわれとしては、すぐ上でアマーティア・セン教授の「協同のアプローチ」と「グローバルな倫理」に言及することによって、現代協同組合運動の課題の何たるかを吟味した。そうであれば、次にわれわれが求めるものは、協同組合がそれらの課題に挑戦して得た成果（あるいは失敗）をいかにして正確に評価するか、その方法である。

われわれは、現代協同組合運動の成果を正確に評価するためには、一方で協同組合の特徴的性格を明確にしつつ、他方で協同組合運動の進路を常に問い続けなければならないだろう。換言すれば、経済的、社会的グローバリゼーションの過程にある現在、そしてまたますますグローバリゼーションが深化していく将来の世界にあって、(第7原則に謳われているように) コミュニティとの相互関係をより強固なものにしなければならない協同組合運動は、いかなる進路を見いだして前進していくべきかを絶えず検証しなければならないだろう。そのような観点からすれば、次の「協同組合研究の3つのアプローチ」は、協同組合運動の進路を検証する「羅針盤」の役割を果たしてくれるだろう。これらのアプローチは、既にアマーティア・セン教授がレガコップの講演で「社会主義の視点」を明らかにするために提示したアプローチであるが、私は彼のアプローチを「協同組合運動のビジョン」を明らかにするために応用する。そうすることで、先に提示された問いかけ—「協同組合とは何か」—に的確に答えることができると、と私は確信する。

- (1) 制度のアプローチ：これは協同組合を1つの制度として考察するアプロー

チであり、制度としての協同組合が他の諸制度とどのように関わって運動を展開し、組合員や他の人びとの「生活と労働」に影響を及ぼすのかを検証するアプローチである。このアプローチは、ICA 新原則を実際の協同組合運動に照らし合わせることによって、資本主義経済の下での協同組合の「共同所有」、「民主的管理」、「自治と自立」など協同組合システムと組織構造を基礎とする制度の現況を実証する。加えて、このアプローチは、協同組合運動を促進し、発展させる法制度にも協同組合人の注意を向けさせるだろう。

(2) 結果のアプローチ：これは、協同組合の目的や目標に対して、運動の到達点あるいは成果を分析し、協同組合の社会的機能を正しく評価する視点を提示するアプローチである。このアプローチによって、ICA 新原則に謳われている「共通の経済的、社会的および文化的ニーズと願いをかなえる」運動の進路が明らかにされる。またこのアプローチは、協同組合による平等、公正それに連帯という価値の実現についての理解を促し、またコミュニティと協同組合との間の相互関係を協同組合人に意識させるだろう。ICA 第7原則の「コミュニティへの関与」は、このアプローチによって際立つことになるだろう。

(3) 過程のアプローチ：これは意思決定過程における協同と参加の一般的要件を中心に据えるアプローチである。このアプローチによって、その長い歴史のなかで培われてきた、協同組合における組合員の「意思決定への参加」の

実体を明らかにするだけでなく、協同組合間協同のあり方やその推進方向、さらには協同組合の経済 - 社会的機能や役割を重層的に考察することもまたより容易になるだろう。

これらのアプローチは、協同組合運動の個々の実践的側面から見れば相互に異なるとはいえ、運動全体においては混じり合っているであろう。換言すれば、協同組合を取り巻く環境を分析し、協同組合運動が直面している諸問題を克服しようとする際には、これらのアプローチのうちどのアプローチをもってその解決策を提起するかは問題の性格によるとはいえ、協同組合運動は「制度・結果・過程」の総体として展開される「生きた現実」であることを考えれば、実際には、これらのアプローチは、参加・共同所有・自治と自立・コミュニティへの関与といった協同組合の特徴的性格が実際の経営管理や運営に生かされているのかどうか、といった観点から適用されるであろう。

これらの3つのアプローチはまた、協同組合人に次のような問題を提起しているよ